

令和3年村上市教育委員会10月定例会会議録

○ 日 時

令和3年10月26日(火) 午前9時30分 開会

○ 場 所

村上市朝日支所 2階 第1会議室

○ 出席委員

遠 藤 友 春 教育長
横 山 吉 夫 委員(教育長職務代理者)
大 滝 豊 委員
板 垣 英 樹 委員
小 川 涼 子 委員

○ 欠席委員

なし

○ 出席した事務局職員

学校教育課長	渡 辺 律 子
生涯学習課長	大 滝 寿
学校教育課 管理主事	仙 田 満
〃 指導主事	鈴 木 健 史
〃 指導主事	高 橋 健
〃 参事	今 井 雅 仁
〃 教育総務室長	船 山 幸 文
生涯学習課 社会教育推進室長	太 田 秀 哉
〃 スポーツ推進室長	倉 松 淳 志
〃 文化行政推進室長	吉 井 雅 勇
〃 教育情報センター長	大 倉 佳 代
荒川教育事務所長	百 武 靖 之
神林教育事務所長	田 村 富 夫
朝日教育事務所長	本 間 憲 一
山北教育事務所長	本 間 宏

○ 欠席した事務局職員

村上教育事務所長 加 藤 涉

○ 書 記

学校教育課 教育総務室長 船 山 幸 文

○ 会議に付した議件等

- ・会議録署名委員の指名について
- ・9月定例会会議録の確認について
- ・報第7号 一般報告事項について
- ・議第21号 専決処分の承認を求めることについて
- ・議第22号 村上市いじめ防止基本方針の改定について

遠藤教育長 午前9時30分開会宣言

遠藤教育長 ただいまより令和3年10月定例会を開会します。

遠藤教育長 10月19日に阿賀野市で開催された、令和3年度新潟県都市教育長協議会秋季定期総会での協議事項についてお話しさせていただきます。

1点目は、学校教育法施行規則が改正されたことに伴う、国や県に対する人的配置の要望についてです。この度の改正は、学校や教員が直面する課題が多様化・複雑化し、学校における働き方改革の推進、GIGAスクール構想の着実な実施、医療的ケアをはじめとする特別な支援を必要とする児童生徒への対応等が喫緊の課題となっていることを踏まえ、こうした課題に対応する学校の指導・運営体制の強化・充実を図るため、学校において教員と連携協働しながら不可欠な役割を果たす支援スタッフとして、医療的ケア看護職員、情報通信技術支援員、特別支援教育支援員及び教員業務支援員について、新たにその名称と職務内容を規定したものです。本市においても、看護師、GIGAスクールサポーター、介助員、スクール・サポート・スタッフという名称で、必要に応じて配置しております。しかし、どの市町村においても、必要とされる人数を十分に配置できているわけでありません。今回、四つの支援スタッフが省令で位置付けられたことを受け、国や県に対して、補助の拡充等を要望していかなければならないということでした。特に、スクール・サポート・スタッフの全校への配置を要望していますが、なかなか難しい見込みとなっています。

2点目は、GIGAスクール構想における、今後の財政支援の要望についてです。5年後には、今年度から使用している1人1台のタブレット端末を入れ替える必要があることを考えておかなければならず、

今から教育長協議会、校長会、市町村長会、PTA等が結束して、国に財政支援を要望し、財源を確保できるよう強く働きかけていくということでした。国は、ほかの文房具等と同様に、保護者負担とする考えなのではないかという情報も聞こえてきます。家庭の著しい負担を防ぐ意味でも、本市としても国の財政支援を強く要望していかなければならないと考えております。

3点目は、休日の中学校部活動の地域移行に関する課題についてです。スポーツ庁では、「地域移行」は、学校教育から切り離し、地域のスポーツ活動へ移行することであるという考えのようです。国は、教員の働き方改革を踏まえた部活動改革を考え、令和5年度から環境の整ったところから、段階的に地域移行に取り組んでほしいと通知しています。しかし、本市や長岡市など多くの市では、受入側である地域は、教員を楽にするために地域が協力するのではなく、地域の子どもたちに望ましいスポーツ環境を提供できるよう努力しているのだという考えです。中学校側が強固に地域移行を望んでいるわけではないという状況もあるようで、十分なすり合わせができていない市がほとんどのようです。国や県には、令和5年度以降、地域移行が進展しなければそれでもよいのか、将来的な平日の部活動を含めた全面的な地域移行に道筋を付けるため、何が何でも取り組んでいかななくてはならないのかを、市町村教育委員会や学校に明確な道筋を示してほしいと要望してきました。先に取り組んだ学校が大会参加等で不利益を被ることがあってはなりませんし、受益者負担が国の方向性であり、地域でスポーツに取り組むことによって保護者に著しい負担が生じることは、決して望ましいことではありません。また、市町村が財源の多くを負担しなければならないというもおかしな話です。指導者の確保、移動のための交通手段、事故の未然防止や責任の所在、市内の学校間、市町村間において取組の差が生じてもよいのか、スポーツに取り組む子と取り組まない子の二極化が生じてしまうことなど、多くの課題が予想され、具体化するまでには話し合いを継続する必要があります。委員の皆様からも、適宜ご意見を賜りたいと考えております。本日は、よろしくお願いいたします。

・会議録署名委員の指名について

遠藤教育長

それでは、会議録署名委員を指名させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

遠藤教育長 会議録署名委員は、板垣委員と横山委員にお願いします。

・ 9月定例会会議録の確認について

遠藤教育長 9月定例会会議録について確認します。各委員には自分の発言が漏れていないか、表現が変わらないか確認していただきます。学校教育課長報告をお願いします。

学校教育課長 会議録の概要について説明する。

遠藤教育長 9月定例会会議録について何かございますか。
(質問等なし)
9月定例会会議録は確認されました。

・ 報第7号 一般報告事項について

遠藤教育長 報第7号について上程します。
最初に私から、一般報告事項を報告させていただきます。
9月21日、教育委員会定例会が開催されました。10月4日、史跡山元遺跡保存活用計画策定委員会が開催されました。7日、市校長会議が開催されました。12日、村上祭保存修理委員会が開催されました。15日、第3回第3次村上市教育基本計画策定委員会が開催されました。19日、新潟県都市教育長協議会秋季定期総会が阿賀野市で開催されました。21日、教育委員会施策評価委員会が開催されました。本日、教育委員会定例会が開催されております。以上、報告させていただきます。

学校教育課長 学校教育課の一般報告事項等について報告する。

社会教育推進室長 社会教育推進室の一般報告事項等について報告する。

スポーツ推進室長 スポーツ推進室の一般報告事項等について報告する。

文化行政推進室長 文化行政推進室の一般報告事項等について報告する。

教育情報センター長 教育情報センターの一般報告事項等について報告する。

遠藤教育長 それでは学校教育課、生涯学習課の報告事項について質疑等がありましたらお願いします。

横山委員 新型コロナウイルス感染症の関係ですが、10月15日に県の警報が解除されました。全国的にもコロナに対する対応が変化してきており、村上市でも変わってきていると思います。マスクや消毒、3密回避などの基本的な感染症対策は変わっていないということは承知していますが、10月15日以降、対応や方針が変わった点があれば教えてください。

遠藤教育長 文化祭の状況等はどうなっていますか。

仙田管理主事 既に文化祭を例年と違うかたちで行うと決めていて、期間中に作品展を行うという学校もあります。これから行う学校については、感染症対策を講じ、地域の方にも案内していると聞いています。

遠藤教育長 バザーや物品の販売関係、飲食を伴うようなものには配慮していると思いましたが、いかがでしょうか。

仙田管理主事 村上小学校から、パンやそばの販売についての相談がありましたが、その場で食べずに、自宅に持ち帰って食べるという対応をとっていただきました。何もかもやめるということではなく、感染症対策を講じながら、やれる範囲で行っています。

学校教育課長 例えば、県外への移動等に関しては、その時点での警報レベルに応じて判断することになりますので、各学校に対して、取扱いの変更についての通知等は行っていません。

生涯学習課長 警報の発令により休止していた施設については、感染症対策を講じながら、休止前の状態に戻し、ご利用いただいています。

遠藤教育長 団体だけが市民合唱の集いを鑑賞するという判断は、どのような背景からなのでしょうか。

社会教育推進室長 実行委員会に協議していただき、これまでの規制により準備や練習ができず、参加団体が10にも満たないという状況で公開することは難しいとの判断から、鑑賞会というかたちとなりました。

遠藤教育長 その他、ご意見ありますか。

板垣委員 市民の方から、令和5年度から休日の部活動が地域に移行するのかと聞かれたことがあります。現在の状況について教えてください。

学校教育課長 現在、文部科学省から示されているのは、令和5年度から段階的に、できるところから始めるということだけであり、その中で受入先として考えている総合型地域スポーツクラブと、どのような体制がとれるのかを協議しているところです。

遠藤教育長 今年度、新潟県地域運動部活動推進事業の採択を受け、取り組んでいます。地域移行に関する現状について教えてください。

教育総務室長 採択を受けた事業を活用して、NPO法人希楽々がコーディネート役を担い、神林中学校での地域移行に向けた、地域が関わった活動に取り組んでいます。希楽々は、これまでもスポーツ庁の委託事業により融合型部活動を実践しており、地域移行に対応できると思われませんが、ほかの四つの総合型地域スポーツクラブは経験がありません。9月に地域移行についての意見交換の場を設け、受け皿となり得るのは総合型しかないということについては理解していただいたと思います。学校側の意向をはっきりと把握した上で、できるところから、徐々にやっていきたいと話しているところです。

遠藤教育長 学校側がどう考えているのかをはっきりさせなければならないと思います。文化部については検討できておらず、多くの問題があるのだと思います。現在、希楽々では3種目について地域移行に向けた実践活動に取り組み、また、指導者の資質向上のための指導者育成プログラム研修会にも取り組んでいます。他市町村においては、単独で予算を確保して動いているところもありますし、何もしていないところもあります。

板垣委員 令和5年度から地域移行が始まるということを地域住民が分かるように、情報を発信していただきたいと思います。

遠藤教育長 令和5年度に全ての部活動を移行するというのは、無理があると思います。特定の学校だけが移行するとなると不平等が生じますので、少なくとも市内のバランスは考えていかなければならないと思います。

大滝委員 市展についてですが、美術協会という立場から第1回から携わっていますが、年々出品者が減ってきています。運営する美術協会も高齢化が進んでいる状況で、市展を開催できるのだろうかと危惧するほどです。対策については色々考えられると思いますが、各地区の公民館で活動している団体の発表会と市展の開催時期が重なっていたり、地区の展覧会には出品するが、市展には出品しないという方もいます。公民館は社会教育推進室が担当し、市展は文化行政推進室が担当していますが、村上市の文化芸術のために連携して取り組んでいただきたいと思います。

社会教育推進室長 調整がとれていない面があったと思います。大滝委員からのご意見を踏まえ、今後連携をとっていきたいと思います。

大滝委員 選挙が行われるために村上体育館が使用できず、会期を変更することになりました。このようなことは初めてであり、事務局は大変だったと思いますし、会場そのものを考えなければならない時期に来ているのではないかと思います。

遠藤教育長 それでは一般報告事項は了承されました。

・議第21号 専決処分の承認を求めることについて

遠藤教育長 次に、議第21号について上程します。説明をお願いします。

学校教育課長 各学校の主任等につきましては、4月の定例会で承認いただいておりますが、小川小学校の生活指導主任が病気休暇を取得したため、新たに承認願が提出されたものです。

遠藤教育長 ご意見ありましたらお願いします。
(質問等なし)

遠藤教育長

それでは、議第 21 号について承認されます方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

ありがとうございました。議第 21 号は承認されました。

・議第 22 号 村上市いじめ防止基本方針の改定について

遠藤教育長

次に、議第 22 号について上程します。説明をお願いします。

学校教育課長

新潟県いじめ防止基本方針の改定を受け、市のいじめ防止基本方針を改定するものです。詳細につきましては、鈴木指導主事よりご説明いたします。

鈴木指導主事

村上市いじめ防止基本方針は、平成 27 年に策定されました。令和元年 11 月に改定され、2 年余りを経過しようとしています。令和元年の改定は、国のいじめ防止基本方針が平成 29 年 3 月に改定されたことを受けてのものでした。令和元年 11 月に改定された村上市いじめ防止基本方針においても、3 年を目途として見直しを検討することとしています。前回の改定から、まだ 2 年も経過しておらず、検討する時期ではありませんが、令和 2 年 12 月に新潟県いじめ等の対策に関する条例が改正されたことに伴い、令和 3 年 7 月に新潟県いじめ防止基本方針が改定されたことを受け、市の基本方針を改定するものです。

県の基本方針の改定では、SNS 等で交わされる誹謗中傷等について、当該児童等が当該行為を知ったときに、心身の苦痛を感じる蓋然性の高い場合を「いじめ類似行為」と規定し、「いじめ」と同様に取り扱うこととしています。この「いじめ類似行為」という文言について、県教育庁生徒指導課長は、令和 2 年 12 月 25 日付けの通知で、「県教育委員会としては、法律においていじめと規定されていないこのような事案にも、適正に対応することが明示されたものと理解しています。」としています。これにより、県立学校は「いじめ類似行為」を「いじめ」として適用し、対応しています。県立学校に兄弟姉妹がいる家庭では混乱してしまう可能性があり、公教育としての整合性が疑われることにもつながることから、市の基本方針を改定するものです。

遠藤教育長

ご意見ありましたらお願いします。

- 横山委員 基本方針の改定につきましては、2年前の11月定例会で提案されています。2年前の議事録を確認し、2年前の基本方針と照らし合わせましたが、精査され、今の時代に合わせて、細かく改定されています。
- 基本方針には、いじめ問題プロジェクトチームの設置、村上市いじめ問題調査委員会の設置が明記されています。2年前にも、この点についての説明をお願いしました。当時の五十嵐指導主事から説明していただき、教育長からも毎年度当初に確認していかなければならないという説明がありました。いざというときに動けるように、実効性のある組織にしていきたいと思えます。
- 仙田管理主事 万が一、重大事案が報告された場合には、早急に招集できる体制を整えています。
- 遠藤教育長 具体的に、どのような場合が「いじめ類似行為」になるのでしょうか。
- 鈴木指導主事 「いじめ類似行為」は、インターネット上に本人と分かるような誹謗中傷等があるような場合、本人が気付かなくても、本人が気付いたならば、おそらく心身の苦痛を訴えるであろうという行為であり、このような行為は、本人が気付かない段階であっても、「いじめ」として捉えることとなります。
- 遠藤教育長 その他、ご意見ありましたらお願いします。
(質問等なし)
- 遠藤教育長 それでは、議第22号について承認されます方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)
ありがとうございました。議第22号は承認されました。
- 遠藤教育長 予定された議案について全て審議終了しましたが、その他ありますでしょうか。
- 遠藤教育長 次回定例会の予定をお願いします。
- 学校教育課長 11月24日水曜日の午前9時30分から、朝日支所2階第1会議室に

遠藤教育長

て11月の定例会を開催したいと思います。よろしくお願ひします。
各委員に確認し、全員了承する。

遠藤教育長

以上をもちまして、令和3年村上市教育委員会10月定例会を終了し
ます。

午前10時40分閉会

以上、会議のてん末を承認し、署名する。

教 育 長 _____

会議録署名委員 _____

会議録署名委員 _____